

(1) 資料の記載内容及び見方

(3) 補正予算要求事業の査定結果(一覧)

一般会計		(単位:千円)	
事業名(予算の事務事業名)	所管	6月補正 要求額	財政局長 市長査定
事業の概要			
L E D 公衆街路灯設置事業(交通安全施設設置及び維持管理事業)	市民・スポーツ文化局 市民生活部 交通防犯課	91,000	91,000
当初予定していた1,000灯のL E D 灯設置に加え、来年度実施予定の1,000灯のL E D 灯を今年度中に追加設置します。			
査定理由			
公衆街路灯のL E D 化を推進することにより、消費電力量の抑制効果が見込まれるため、早期実施が必要な事業であると判断し、6月補正予算に計上することとしました。			
財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。			

補正予算要求事業についての要求から市長査定結果までを記載しています。上段が「財政局長査定」、下段が「市長査定」の結果です。

(4) 事業別査定結果

事業名: 個別具体的な事業名
予算の事務事業名: 予算書の事業別明細書に記載している事業名
同一の場合は(予算の事務事業名)に記載していません

平成 23 年 6月 補正予算要求事業調査

1 予算要求事業の概要		区分	
事業名(予算の事務事業名)	区分	新規	拡大
L E D 公衆街路灯設置事業(交通安全施設設置及び維持管理事業)	新規	拡大	継続
会計区分			
一般会計	2	1	12
事務事業の位置付け			
しあわせ倍増プラン2009	番号	42	事業名 市内照明のL E D 化率全国1位を目指します。(4年以内)
総合振興計画新実施計画	事業コード	1102	事業名 L E D 化推進事業
根拠法令・条例・規則等 交通安全対策基本法			
予算要求事業の概要			
・公衆街路灯の設置にあたり、環境にやさしく省エネルギー型のL E D 灯の設置を推進します。主に公衆街路灯を蛍光灯からL E D 灯へ交換することで、消費電力の削減を実施します。			
目的・目標			
・目的 ・消費電力及び二酸化炭素排出量を削減します。			
・目標(平成24年度末) ・公衆街路灯について、4,000灯のL E D 化を図ります。 (しあわせ倍増プラン 平成21年度～24年度 累計4,000灯設置)			
現状と課題			
・現状(平成22年度末) L E D 公衆街路灯設置 ・平成21年度 1,000灯 ・平成22年度 1,000灯(累計2,000灯)			
・課題 平成22年度実績では、交通防犯課予算だけでは、1,000灯の設置工費がまかなえておらず、不足分は各区まちづくり推進費の修繕費により対応しています。 L E D 公衆街路灯の設置は、交通防犯課から各区くらし応援費へ再配当のうえ、各区で工事を実施。修繕は、各区まちづくり推進費によって実施しており予算執行が複雑です。			
今後のスケジュール			
L E D 公衆街路灯設置 ・平成23年度 1,000灯 ・平成24年度 1,000灯(累計4,000灯)			

新規: 当初予算なし
拡大: 事業費だけでなく、内容の拡大も含む

事業が位置づけられている計画、法令等を記載しています。

各局が補正予算要求を行った事業の概要を記載しています。

* 各局の予算要求時点の内容ですので、査定の内容によってはスケジュール、事業内容等が変更となっている場合があります。

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	東日本大震災に伴う電力供給不足が見込まれ、電力消費の抑制が求められており、消費電力の削減を図る必要があります。 当初予算の今年度1,000灯のL E D 灯分に加え、補正予算で来年度実施予定の1,000灯のL E D 灯を設置し、夏場及び冬の電力需要増大に向けた消費電力の削減の拡大を図り、交通事故防止と防犯対策を推進するため街路灯の照明を保持します。
	実施義務	根拠法令等
効果	他市の実施状況	政令市: 県内他市:
	対象者
効果	効果	平成24年度実施予定分を今年度追加実施することで、電力消費の抑制効果を増大します。

補正予算を要求するに当たって緊急性や実施義務、他市の状況などについて記載しています。

3 補正前予算と補正予算要求の内容

区分	金額	積算内訳	備考
平成23年度	91,000	<積算内訳> 1 L E D 公衆街路灯	91,000円 × 1,000灯 = 91,000,000円
	91,000	財源内訳 一般財源	
6月補正予算	91,000	<積算内訳> 1 L E D 公衆街路灯	91,000円 × 1,000灯 = 91,000,000円
	91,000	財源内訳 一般財源	
	91,000	<査定内容> 1 L E D 公衆街路灯	91,000円 × 1,000灯 = 91,000,000円
	91,000	財源内訳 一般財源	
	91,000	<査定内容> 1 L E D 公衆街路灯	91,000円 × 1,000灯 = 91,000,000円
	91,000	財源内訳 一般財源	

<査定理由>
公衆街路灯のL E D 化を推進することにより、消費電力量の抑制効果が見込まれるため、早期実施が必要な事業であると判断し、6月補正予算に計上することとしました。

<査定理由>
財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。

今回の補正予算を行う前の予算の内容を記載しています。新規事業の場合は金額が0円となっています。

平成23年6月補正予算要求の内容を記載しています。

財政局長査定結果について、上段に査定内容を、下段に査定理由を記載しています。

市長査定結果について、上段に査定内容を、下段に査定理由を記載しています。

- * 積算内訳や査定内容のうち、工事費など今後の契約事務に影響を与える可能性があるものについては、内訳を記載していません。
- * 内訳については、主なものに記載しており、内訳の合計が査定額等と一致しない場合があります。

(2) 用語解説



1 予算

年度開始前の3月に議会の議決を経て定められる、翌年度全体の収入及び支出の見積りをいいます。

地方公共団体の予算は、(1)歳入歳出予算、(2)継続費、(3)繰越明許費、(4)債務負担行為、(5)地方債、(6)一時借入金、(7)歳出予算の各項目の経費の金額の流用に関する定めがあります。

2 補正予算

予算を作成した後に生じた事由に基づいて、既定の予算に「追加」又は「変更」を行うために提出する予算を補正予算といいます。

国における制度の改正への対応など、当初予算を作成した段階では見込むことができなかった事業を実施する場合に、必要となる事業費とその財源を追加します。

また、事業に要する経費は変更せずに、その財源だけを変更する場合があります。

3 予算要求

各局の翌年度全体の基本的な予算の見積りを各局長が財政局長に対して要求することをいいます。

補正予算の場合には、補正を必要とする事業に係る予算の見積りを要求します。

4 査定

各局から要求のあった経費について、妥当なものであるかを調査し、その額を決定することをいいます。

各局からの要求に対しては、財政局長が精査し、最終的に市長の査定を受けます。

5 款・項・目・節(かん・こう・もく・せつ)

予算を区分するときに使う名称で、「款」は最も大きな区分、次に「項」、「目」、「節」と続きます。

款と項の二つの上位区分は議会で議決されるものです。歳出においては、款・項は目的別(土木費・民生費など)に分類され、節は性質別(委託料・扶助費など)に区分されています。

6 目的別経費

(1) 議会費

議員の報酬、議会や委員会の運営経費など、議会活動のための経費です。

(2) 総務費

企画調整事務、財政・財務管理に要する経費のほか、市税の賦課徴収、戸籍住民基本台帳、選挙、統計調査に要する経費など、全般的な管理事務のための経費です。

(3) 民生費

乳幼児やお年寄り、体の弱い人などを支援するための経費です。

(4) 衛生費

ごみ・し尿処理や予防接種など健康で衛生的な生活環境を保持するための経費です。

(5) 労働費

職業訓練や失業対策など、勤労者支援のための経費です。

(6) 農林水産業費

農業、林業の振興のための経費です。

(7) 商工費

市の観光PRや観光イベント、商店街の活性化、商工業の振興のための経費です。

(8) 土木費

道路橋りょうの維持や新設改良、公園を整備・維持するための経費です。

(9) 消防費

消火・救急活動や消防団の活動、消防車等防火施設などの整備を行うための経費です。

(10) 教育費

小・中学校や公民館などの整備や運営を行うための経費です。

(11) 災害復旧費

道路等の公共土木施設、農地や山林等の農林水産業施設など災害によって生じた被害を復旧するために要する経費です。

(12) 公債費

借入れた地方債や一時借入金の返済するための経費です。

(13) 予備費

緊急を要する場合など予算編成の際に予想していなかった支出に対応するため、用途を特定しないで計上する経費です。

7 会計区分

(1) 一般会計

市の予算の中心をなすもので、市税を主な財源として、保健、福祉、教育、消防、都市基盤の整備など市政運営の基本的な経費を経理する会計です。

(2) 特別会計

国民健康保険事業、介護保険事業、駐車場事業など、主に保険料や施設使用料などの市税以外の特定の収入を財源に実施する事業会計です。さいたま市では、平成23年度予算では、16の特別会計を設けています。

(3) 企業会計

地方公営企業法の全部又は一部が適用される企業の会計です。企業の提供するサービスが特定個人に帰属することから、企業の経営に要する経費は、原則として受益者が料金として負担することとされています。さいたま市では、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計の3つの会計を設けています。

8 財源内訳

各事業に必要とする予算が、どのような歳入予算で構成されているかを「財源内訳」で示しています。

(1) 分担金及び負担金

分担金は、地方公共団体の事業により特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収されるものです。負担金は、地方公共団体が、他の地方公共団体や住民に課するもので保育所保護者負担金が代表的なものです。

(2) 使用料及び手数料

公共施設を使用する際にお支払いいただく施設使用料や各種証明書等の発行時にお支払いいただく手数料などの収入をいいます。

(3) 財産収入

地方公共団体が有する財産の貸付や売払いによる収入をいいます。

(4) 繰入金

地方公共団体が設定している一般会計や特別会計、基金等の会計間における現金の移動のことをいいます。

(5) 雑収入

他の収入科目に含まれない収入をまとめたもので、延滞金、預金利子、宝くじ収益金などがこれにあたります。

(6) 市債

地方公共団体が建設事業等の財源とするための長期借入金で、償還が一会計年度を超えるものをいいます。

(7) 一般財源

市税や地方交付税など使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる収入をいいます。

9 しあわせ倍増プラン2009

平成 21 年 5 月のさいたま市長選挙において、市長が市民の皆さんに示した「さいたま市民しあわせ倍増計画」を市の計画として位置付けたものです。

10 総合振興計画新実施計画

長期的な展望に基づいて、都市づくりの将来目標を示す総合振興計画の個別の具体的な事業を実施計画事業として定めるものです。

前実施計画が平成 20 年度に目標年次を迎えたため、平成 21 年度から平成 25 年度までを計画期間とした新実施計画を策定しました。

7 問い合わせ先

(1) 事業の内容及び予算要求内容についてのお問い合わせ 各事業所管課

平成 23 年度 6 月補正予算要求事業調書の「所管」欄に掲載しています。

(2) 事業の査定結果についてのお問い合わせ 財政課